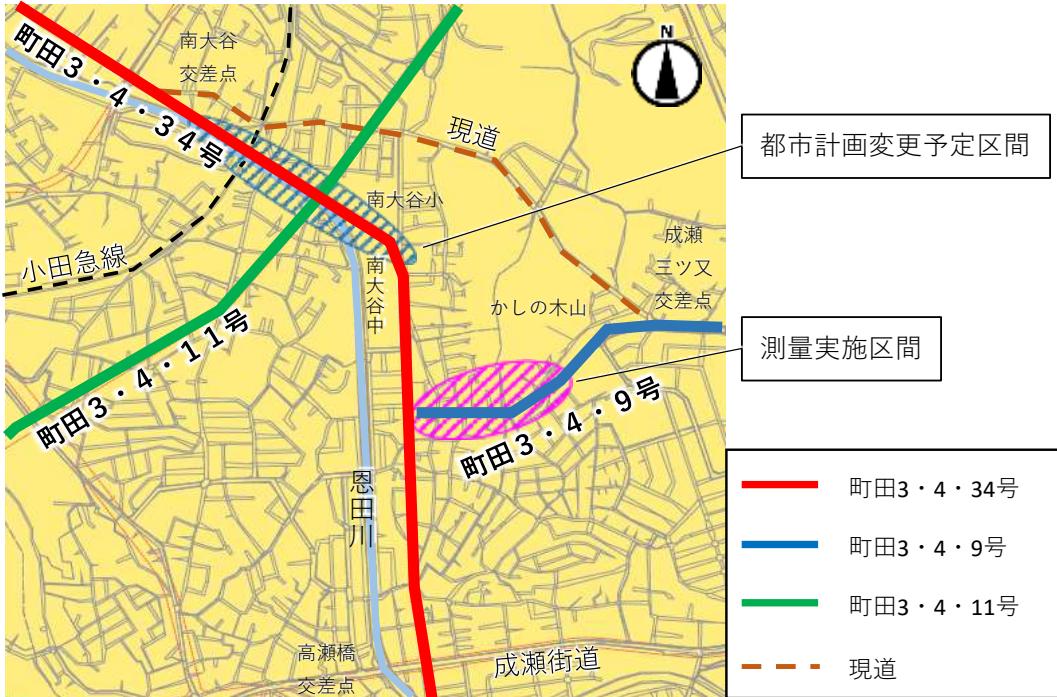


No.	意見と質問の要旨	回答
1	<p>・都市計画道路の名前とそれがどの道路のことを言っているのかが分かりづらい。</p>	<p>・都市計画道路の名前と位置は下図に示す通りです。</p>  <p>・都市計画道路の名前と位置は下図に示す通りです。</p>
2	<p>・現在の道路を恩田川側に移動するのか。</p>	<p>・現道を拡幅する事業ではありません。現道はこれまで通り利用できます。</p> <p>・恩田川沿いに新たに町田3・4・34号を整備します。</p>

意見と質問の要旨と回答

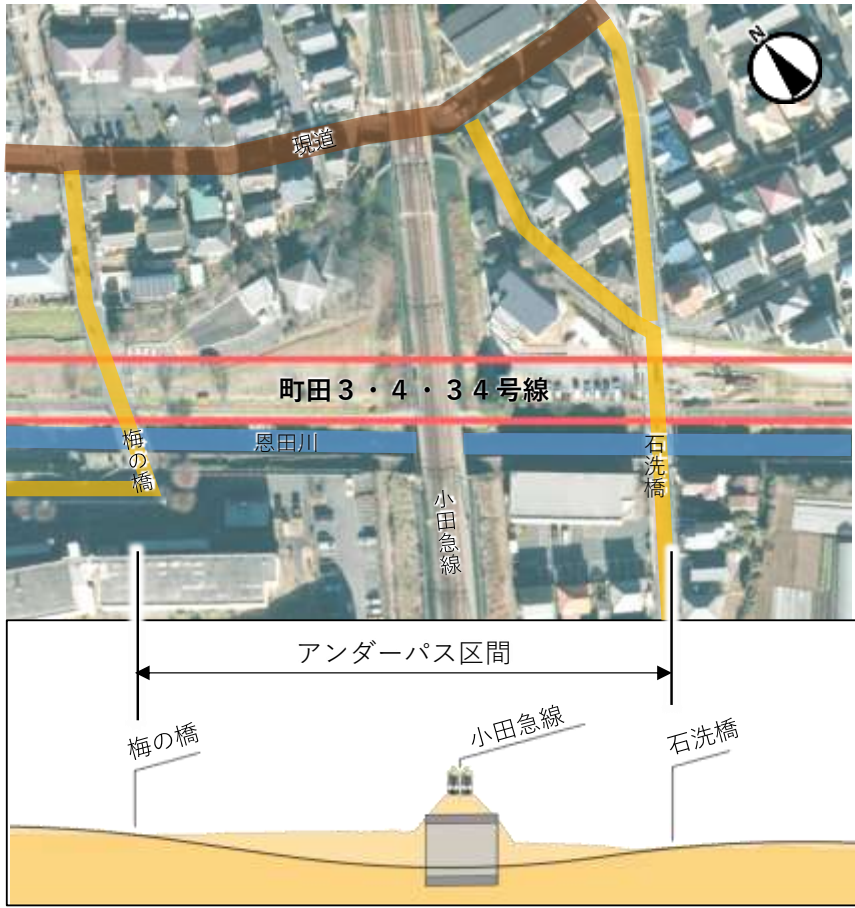
No.	意見と質問の要旨	回答
3	<p>・事業スケジュールについて知りたい。</p>	<p>各路線の事業スケジュールについては、下記の通り予定しております。</p> <p>【町田3・4・34号】 2023年度 都市計画変更 2024年度 用地測量、事業着手 2025年度以降 用地説明会、用地取得、工事着手</p> <p>【町田3・4・9号】 2023年度 用地測量、事業着手 2024年度以降 用地説明会、用地取得、工事着手</p>
4	<p>・いつ工事が完了するのか。</p>	<p>・町田3・4・9号は2030年を、町田3・4・34号は2031年を目標に整備を進めます。</p> <p>・なお用地取得等の進捗により、変更することがあります。</p>
5	<p>・町田3・4・9号は長期にわたり行き止まりで放置されていたのに、なぜ今になって事業を始めることになったのか。</p>	<p>・町田3・4・9号は、1985年の成瀬西土地区画整理によって、現在の位置まで整備されています。</p> <p>・今回の事業は、2016年に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において、本路線を優先的に整備すべき路線として位置づけたため、事業着手に向けて検討を進めております。</p>
6	<p>・今回の説明会で、町田3・4・34号の事業化区間が、南大谷の交差点から町田3・4・9号までとなっているが、その先の成瀬街道まではいつ完成するのか。</p>	<p>・町田3・4・34号の町田3・4・9号より南の区間も、優先的に事業に着手すべき路線であるため、引き続き、事業着手に向けて準備を進めてまいります。</p>

意見と質問の要旨と回答

No.	意見と質問の要旨	回答
7	<ul style="list-style-type: none"> 町田3・4・11号について、今後の予定を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 町田3・4・11号は、「東京における都市計画道路の整備方針」において、優先的に整備すべき路線として位置付けていないため、整備時期は未定です。
8	<ul style="list-style-type: none"> 将来の交通量はどのぐらいになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業化予定区間の将来の交通量は、町田3・4・34号で一日あたり約1万2千台から1万3千台、町田3・4・9号で一日あたり約3千台と推計しています。
9	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞解消と言っているが、客観的な数値やデータが示されておらず効果に疑問がある。 渋滞のポイントが変わるだけではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、幅の狭い現道に一日あたり約1万5千台の車が通過していますが、新たな道路を整備することにより交通量が分散し、現道の交通量は一日約6千台まで減少すると推計しています。そのため、現道の渋滞の緩和に寄与するものと考えております。
10	<ul style="list-style-type: none"> 総事業費はいくらか。 事業費が分からない事業に同意できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、詳細な測量と設計を行っておらず、正確に事業費を算出していないため、現時点で事業費をお示しすることができません。 町田3・4・9号は2023年度に、町田3・4・34号は2024年度に、測量と設計を実施し、詳細な検討に基づき、事業認可の取得に際して事業費を算出してまいります。
11	<ul style="list-style-type: none"> 事業費は町田市単独で賄うのか。 事業費に補助金は充当されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、補助金の内容は未定ですが、国や都の補助金を最大限充当できるように努めます。
12	<ul style="list-style-type: none"> 事業によって生活を左右される。早い段階で説明するのが誠意だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、可能な限り早い段階で必要な説明をさせていただきます。 また、ご不明点等ございましたら、お問合せいただければ説明をさせていただきます。

意見と質問の要旨と回答

No.	意見と質問の要旨	回答
13	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定の前から鉄道は整備されており、鉄道と交差することはわかっていた。当初の都市計画決定がいい加減だったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の都市計画決定においては、鉄道との交差方法は決定しておりません。 ・事業着手に向けた調整にあたり、関係機関と協議を行い、道路と鉄道の交差方法を設計しています。 ・都市計画変更素案は、その検討結果を踏まえて作成しております。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民等の意見書」について、意見を提出できるのは誰で、どのように意見書を提出するのか。 ・また、この意見によって、事業の変更が可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書は住民及び利害関係人の皆様が提出できます。 ・意見書は自由書式で持参、郵送、メールで市役所に提出いただけます。 ・都市計画案に対して皆様からいただいた意見書は、その要旨を付して都市計画審議会に諮ります。 ・この審議会で可決された後に都市計画変更を決定します。 ・否決された場合は、市は都市計画変更案の見直しを行います。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民等の意見書」について、審議会前に公表されるのか。 ・また、審議会の内容は公表されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の前に意見書の内容を公開はいたしません。都市計画案に対して皆様からいただいた意見書は、その要旨を付して都市計画審議会に諮ります。 ・審議会は傍聴できるほか、町田市ホームページで会議録が確認いただけます。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画変更の手続き、事業認可の上級官庁について知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本都市計画道路の都市計画変更は、町田市が東京都と協議を行い、町田市が決定します。 ・本都市計画道路の事業の認可は、町田市が東京都に申請を行い、東京都から認可を受けます。
17	<ul style="list-style-type: none"> ・町田3・4・34号の沿道の用途地域が第一種中高層住居専用地域に変更された場合、日陰などの問題が生じるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに建物を建築される場合は、法令（建築基準法）や条例（東京都日影規制条例）等に基づき、変更後の用途地域に応じた規制がかかります。

No.	意見と質問の要旨	回答
18	<p>・アンダーパスとなる区間はどこか。</p>	<p>・町田3・4・34号のアンダーパスの区間は、梅の橋から石洗橋までです。</p> 
19	<p>・アンダーパスにより地域や道路が分断されるのではないか。</p>	<p>・町田3・4・34号のアンダーパスの区間は、梅の橋から石洗橋までで、梅の橋と石洗橋につながる道路は平面的に通行が可能です。</p> <p>・これまでの往来に大きな影響はないと考えます。</p>

意見と質問の要旨と回答

No.	意見と質問の要旨	回答
20	・町田3・4・34号は高架橋となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・町田3・4・34号は、高架橋にはなりません。 ・アンダーパス区間を除いて、現在の土地の高さに近い高さで道路を整備します。 ・町田3・4・9号は現況地形の高低差が激しいことから、一部擁壁などで高低差を処理する方法を検討いたします。
21	・恩田川に架かっている既存の橋は、架け替えるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事業で、既存の橋の高さを変更しないため、橋の架け替えは行いません。
22	・小学校と中学校の間を通る道路であるが、工事の際の安全や防音の検討はされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の方法や安全対策については、今後の設計等で検討を進めていきます。工事の実施にあたっては安全対策に努めてまいります。
23	・さくら会館はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度に測量を行い、都市計画道路と建物の位置関係を確認して、詳細を検討します。
24	・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を実施してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本都市計画道路の整備にあたっては、無電柱化を予定しております。
25	・測量の立会いは、平日のみ行うのか。土日のみ立会いが可能な場合はどうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・測量の立会いは、土地所有者のご都合に合わせて日時を調整いたします。平日が不在であれば、土日で日程を調整させていただきます。
26	・図面が不鮮明で、敷地がどのくらい計画線にかかるのかわからない。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画変更の計画図は、航空測量で作成された地図を基に作成しているため、詳細な物件の位置を確認することができません。 ・今後実施する測量で、土地の面積や建物の位置を確認します。

意見と質問の要旨と回答

No.	意見と質問の要旨	回答
27	<p>・用地取得について道路線形から外れた土地はどうなるのか。</p>	<p>・道路線形から外れた土地の取得は、原則行いません。しかし、土地所有者の生活再建の観点から以下の条件を満たす場合には、例外として残地の取得や残地補償をすることがあります。</p> <p>①残地の利用価値が著しく減少する等のために従来利用していた目的に供することが困難となること。</p> <p>②当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められること。</p>
28	<p>・用地買収の金額を早く提示してほしい。</p>	<p>・町田3・4・9号は2024年度から、町田3・4・34号は2025年度から、土地代金や移転に伴う補償金の調査・算定を実施する予定です。</p> <p>・金額の算定が完了した箇所から、随時、その所有者毎にご提示させていただきます。</p>
29	<p>・いつから用地の取得が始まるのか。</p>	<p>・町田3・4・9号は2024年度から、町田3・4・34号は2025年度から用地取得の開始を予定しています。</p>
30	<p>・測量の実施前に、用地取得に関するルールを提示すべきだ。</p>	<p>・用地補償の内容をご説明するためには、皆様からお譲りいただく土地の形状や面積、都市計画線の位置等を明確にする必要がありますので、まずは用地測量にご協力をお願いします。</p> <p>・一般的な用地補償の内容や今後の流れは、用地取得に関する説明会を実施し、説明をさせていただきます。</p> <p>・また、一般的な補償の内容は、町田市ホームページでも確認することができます。</p>